に、「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「41の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「42の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「43の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「44の②」）

」を「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「45の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「46の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「47の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「48の②」）

」に改め、同表の記載整備第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。以下この号及び第３号において「平成24年改正法」という。）附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「外書には、」の次に「平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される」を加える。

別表六の11(十一)付表の記載整備第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の」を加える。

別表六の11(十一)の表中「

連結所得の金額 （別表四の二「52の①」）

」を「

連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）

」に、「

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「48の②」）

」を「

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「43の②」）

」に、「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「46の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「47の②」）

」を「

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「41の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「42の②」）

」に改める。